

## 平成31年度八王子市農業委員会第11回総会会議録

- 1 開催年月日 令和2年2月21日 金曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時00分 まで
- 4 出席委員 (21名)

### 農業委員会委員

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 米津元一  | 2番 熊澤治彦  |
| 3番 青柳有希子 | 4番 中西伸夫  |
| 5番 原島元義  | 6番 有竹満次  |
| 7番 小林裕恵  | 8番 菱山史郎  |
| 9番 坂本真一  | 10番 田中政博 |
| 11番 村松徹  | 12番 峰尾達雄 |
| 13番 山田正  | 14番 門倉豊  |

### 農地利用最適化推進委員

- |          |          |
|----------|----------|
| 15番 内藤廣行 | 16番 田中和敏 |
| 17番 内田茂  | 18番 福田一訓 |
| 19番 三上正治 | 20番 町田裕通 |
| 21番 石川研  |          |

- 5 欠席委員 (1名)

22番 井上正芳

- 6 事務局職員出席者

事務局長	山崎光嘉	課長	音村昭人
主査	上原裕之	主査	黒田康雄
主事	萩原健太	主事	嶋崎菜緒

平成31年度（2019年度）  
八王子市農業委員会 第11回総会 議題

（令和2年2月21日）

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第6 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第7 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

【報告案件】

- 第8 農地の権利取得の届出について
- 第9 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について

《午後2時00分開会》

議長 ただいまから、平成31年度八王子市農業委員会第11回総会を開会します。欠席通告のあった委員を報告します。第22番井上正芳委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思っております。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1 「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」  
1月1日から1月31日までの届出分（8件）  
第2 「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」  
1月1日から1月31日までの届出分（25件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。農業委員どうぞ。

農業委員

現況がすでに農地でないにもかかわらず、登記簿地目が農地のままの土地が多く見受けられます。どの時点で地目変更登記をする必要があるのですか。

事務局

本来であれば現況が農地以外になった段階ですべきだと思います。しかし、登記手数料や手間がかかるということで後回しにされることが多いようです。

農業委員

税務部はどのように課税しているのでしょうか。

事務局

固定資産税は原則台帳課税ですが、台帳と現況が異なる場合には現況で課税しています。

農業委員 農地転用後は速やかに地目変更登記をするよう働きかけてほしいと思います。

議長 農業委員どうぞ。

農業委員 市街化区域内では生産緑地の指定を受けた農地を守っていけばいいと思います。農地転用を届け出れば手続きは完了するので、縛りつけ過ぎないほうが良いと思います。市街化区域内の農地すべてを守るべきものとして位置付けてしまうと、市街化調整区域との線引きの意味がなくなるのではないかと思います。

議長 推進委員どうぞ。

推進委員 私も農業委員の意見に賛成です。生産緑地以外の農地まであまり縛りつけないほうが良いと思います。

議長 ほかに質問はございませんか。質問なしと認め、進行します。  
第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。  
事務局より報告願います。

事務局 第3について「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。  
(3件)

議長 報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。農業委員どうぞ。

農業委員 このような土地の現地調査はどのくらいの頻度で行っていますか。

事務局 登記官からの照会があって初めて行います。

農業委員 当該地に対する登記官による照会は今回が初めてですか。

事務局 はい。

議長 ほかに質問はございませんか。質問なしと認め、進行します。  
第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局 第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。(4件)

議 長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は川口町、設定する土地は川口町の土地1筆、628㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は5年間。

借り手について、所在地は大和田町三丁目、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養蓄の事業に供している農用地の面積は1,767㎡。主たる経営作物は露地野菜、農業従事者は1人、農作業従事日数は年間250日。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それでは、ご報告いたします。2月7日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、借受人の代表から今後の作付計画を伺いました。先ほど事務局の説明にもありましたが、借受人は平成29年に設立した、広告代理業と農業を目的とした法人です。新規就農当初は若手の農場長がいましたが、その後、農場長が出ていき、今はほとんど1人で切り盛りしているそうです。ご存じの委員も多いかと思いますが、借受人の代表は「多摩・八王子江戸東京野菜研究会」に深く関わっており、高倉ダイコン、川口エンドウ、八王子ショウガなどの普及に努められています。当該地はもともと雑草が生い茂っていましたが、所有者の求めに応じた借受人の代表が整地を行いました。現在は所有者了解のもと、試みで川口エンドウ、ノラボウ菜などが植えられていました。ご自身の経営にとどまらず、八王子の農業に

ついて真剣に考えている方です。今後は自宅兼事務所のある大和田町周辺の生産緑地を借りて経営面積を広げていきたいということです。なので、がんばっていただきたいと思います。なお、この川口町の南の段上に広がる畑は、昔から耕作が盛んでしたが、一時は耕作されないまま遊休農地化が進んでいました。しかし、ここ3年の間に、新規就農者の借受人などが開墾し、耕作が再開されたことで、以前の姿を取り戻し始めています。ただ、近くにはまだ広大な遊休農地があるので、荒廃する前にやる気のある農業者につなげられるよう、川口町の農業委員とともに進めていきたいと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第5については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第6「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」

買取申出生産緑地は犬目町の土地1筆、計528.11㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は犬目町、申出者との続柄は「母」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和元年5月17日」。

年齢は「89歳」、年間従事日数は「300日」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

それではご報告いたします。2月7日、事務局職員とともに現地を確認し、願出者からお話を伺いました。願出者の母は、小さい頃から両親の農作業を手伝い、結婚後も夫亡き後も長年にわたり野菜作りに励んできました。当該地では、スイカ、カボチャ、サトイモ、トウモロ

コシ等、多種多様な野菜を栽培してきました。収穫した野菜は自家消費するほか、近所へ配っていたそうです。願出者の母は、2年ほど前に心疾患で入院したことがきっかけとなり、徐々に農作業ができなくなり、同居する次女の手を借りながら当該地の管理を行ってきました。その後、がんの発症や高齢による身体の衰えが進み、89歳で亡くなりました。今回の調査により、お元気だった頃は、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、この案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買い取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあつせんして下さい。事務局で対応いたします。

第7「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」

被相続人について、住所は大谷町、耕作面積は7,859㎡。相続開始年月日は令和元年8月18日。

相続人について、住所は大谷町、年齢57歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は大谷町にある11筆、合計7,859㎡。相続開始前の農耕従事実績有り、農業経営の開始年月日は平成21年4月1日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それではご報告いたします。2月4日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。納税猶予の適用を受けようとする農地は全て生産緑地の指定を受けており、大谷町の1筆ではダイコン、ニンジン、ネギ、ハクサイ等、大谷町の3筆ではダイコン、ネギ等、大谷町の1筆ではダイコン、ネギ、ハクサイ等、大谷町の1筆ではダイコン、ネギ、ハクサイ、ノラボウ菜等が作付けされていました。大谷町の1筆は耕うん状態であり、大谷町の4筆ではキャベツ、ダイコン、ネギ等の野菜類が栽培され、畑の管理も行き届いた状態でした。収穫物は主に自家消費や親戚に配っているとのことでした。願出者は会社に勤めている傍ら、平成21年から父親のもとで、農業に係わり始めました。退職後は本腰を入れて農業経営を行いたいとのことでした。父親の農業を手伝ってきたこともあり、農業技術に関しては問題ないので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいのではないかと思います。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第8「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第8「農地の権利取得の届出について」を報告。（7件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。第9「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第9「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。  
（2件）

議長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第 11 番 村松 徹 委員

第 12 番 峰尾 達雄 委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、平成 31 年度八王子市農業委員会第 11 回総会を閉会します。

《午後 3 時 0 0 分閉会》